

○食品衛生法施行細則

昭和31年10月30日

規則第83号

改正 昭和31年11月規則第99号

昭和32年10月規則第63号

昭和34年3月規則第7号

昭和37年8月規則第60号

昭和41年12月規則第80号

昭和42年7月規則第57号

昭和44年12月規則第131号

昭和50年6月規則第67号

昭和53年8月規則第84号

昭和53年8月規則第98号

昭和62年3月規則第49号

平成2年3月規則第26号

平成3年6月規則第45号

平成6年3月規則第41号

平成7年3月規則第19号

平成7年11月規則第126号

平成11年3月規則第31号

平成12年3月31日規則第62号

平成13年1月5日規則第1号

平成13年3月30日規則第41号

平成13年12月28日規則第113号

平成14年4月1日規則第38号

平成15年5月1日規則第67号

平成16年4月1日規則第49号

平成17年6月24日規則第103号

平成19年3月30日規則第37号

平成27年3月31日規則第50号

平成29年3月24日規則第18号

令和2年5月25日規則第53号

全改 令和3年5月25日規則第28号

注 昭和62年3月から改正経過を注記した。

食品衛生法施行細則をここに公布する。

食品衛生法施行細則

目次

第1章 通則（第1条—第4条）

第2章 製品検査（第5条—第12条）

第3章 営業（第13条—第23条）

第4章 雑則（第24条—第27条）

付則

第1章 通則

（趣旨）

第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行については、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（平27規則50・一部改正）

第2条から第4条まで 削除

（平27規則50）

第2章 製品検査

（製品検査手続）

第5条 法第26条第1項の規定に基づき市長が行う検査（以下「製品検査」という。）を受けようとする者は、製品検査申請書（第1号様式）に横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）に定める製品検査手数料を添えて保健所長に提出しなければならない。

（昭62規則49・平12規則62・平14規則38・一部改正、平16規則49・旧第5条の2
繰上・一部改正、平19規則37・一部改正）

（製品検査を受ける製品の容器又は施設）

第6条 製品検査を受けようとする者は、食品衛生監視員の立会いの下に、その製品を封印のできる適当な容器又は施設（以下「容器等」という。）にロットごとに入れ、その外部に次の事項を記載した標紙をはらなければならない。

- (1) 製品の名称
- (2) 製造又は加工の年月日
- (3) ロット番号
- (4) 申請数量

(昭62規則49・一部改正)

(製品検査試料の採取)

第7条 製品検査を受けようとする者は、食品衛生監視員の立会いの下に、前条の容器等から保健所長が命じた試料を採り、採取した容器又は製品に次の事項を記載した標紙をはらなければならない。

- (1) 製品の名称
- (2) 申請者の住所及び氏名
- (3) 製造所又は加工所の名称及び所在地
- (4) 製造又は加工の年月日
- (5) ロット番号
- (6) 申請数量
- (7) 立会食品衛生監視員氏名
- (8) 採取年月日

(昭62規則49・平14規則38・平19規則37・一部改正)

(封印)

第8条 第6条の容器等及び前条の採取した容器又は製品は、食品衛生監視員が第2号様式による用紙で封印しなければならない。

(製品検査施設)

第9条 製品検査は、横浜市衛生研究所において行う。

(昭62規則49・一部改正)

第10条 削除

(昭62規則49)

(製品検査成績の通知)

第11条 製品検査の成績は、保健所長を経由して申請者に通知する。

(平13規則113・平19規則37・一部改正)

第12条 削除

(昭62規則49)

第3章 営業

(食品衛生管理者の設置届出手続)

第13条 法第48条第8項及び規則第49条の規定による届出は、食品衛生管理者設置(変更)届(第3号様式)によるものとする。

(平16規則49・一部改正)

(営業許可の申請手続)

第14条 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、営業許可申請書(第4号様式)に横浜市手数料条例に定める手数料を添えて保健所長に提出しなければならない。

(平7規則126・平12規則62・平13規則113・平14規則38・平16規則49・平19規則37・一部改正)

(許可証)

第15条 保健所長は、前条の営業を許可したときはその旨を通知するとともに営業許可証(第5号様式)を、許可しないときは営業を許可しない旨の通知書を速やかに当該申請者に交付するものとする。

2 営業許可証の交付を受けた者は、当該営業許可証を営業所内の見えやすい箇所に掲示しなければならない。

3 営業許可証の交付を受けた者は、当該営業許可証の許可期限が経過したときは、直ちに、当該営業許可証を保健所長に返還しなければならない。

(平13規則113・平14規則38・平16規則49・平19規則37・平29規則18・一部改正)

(営業許可証の再交付申請手続)

第16条 亡失又はき損等による営業許可証の再交付申請は、営業許可証・報告済証・給食届出済証再交付申請書(第7号様式)によるものとする。

(平12規則62・一部改正)

(相続、合併又は分割による営業許可承継の届出手続)

第16条の2 法第53条の規定により相続による許可営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続による営業許可承継届(第8号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 法第53条の規定により合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併・分割による営業許可承継届(第8号様式の2)を保健所長に提出しなければならない。

3 保健所長は、前2項の営業許可承継届が提出された場合において、営業許可証の記載事項を変更する必要があるときは、当該営業許可証を書き換えて速やかに当該届出者に交付するものとする。

(平7規則126・追加、平13規則41・平13規則113・平14規則38・平16規則49・平19規則37・平29規則18・一部改正)

(営業許可申請事項変更手続)

第17条 規則第71条の規定による届出は、営業許可申請事項・報告営業報告事項変更届(第9号様式)により、速やかに、保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、前項の規定による届出があった場合において、営業許可証の記載事項を変更する必要があるときは、当該営業許可証を書き換えて速やかに当該届出者に交付するものとする。

(平12規則62・平13規則113・平14規則38・平16規則49・平19規則37・平29規則18・一部改正)

(廃業の届出手続)

第18条 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けた者が廃業したときは、速やかに廃業届(第10号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(平12規則62・平13規則113・平14規則38・平16規則49・平19規則37・平27規則50・一部改正)

第19条 削除

(報告営業の報告手続等)

第20条 政令第35条に規定する営業以外の食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの製造業並びに販売業(法第62条第3項に規定する施設を除く。)を営む者は、営業を開始したときは速やかに営業報告書(第11号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の規定により営業報告書が提出されたときは、報告済証(第12号様式)を当該報告者に交付するものとする。

3 報告済証の交付を受けた者は、当該報告済証を営業所内の見えやすい箇所に掲示しなければならない。

(平13規則113・平16規則49・平19規則37・平29規則18・一部改正)

(報告済証の再交付申請手続)

第20条の2 亡失又はき損等による報告済証の再交付申請は、営業許可証・報告済証・給食届出済証再交付申請書によるものとする。

(平12規則62・追加)

(報告営業の報告事項の変更手続)

第20条の3 第20条第2項の規定により報告済証の交付を受けた者は、同条第1項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに営業許可申請事項・報告営業報告事項変更届を保健所長に提出しなければならない。

- 2 保健所長は、前項の営業許可申請事項・報告営業報告事項変更届が提出された場合において、報告済証の記載事項を変更する必要があるときは、当該報告済証を書き換えて速やかに当該届出者に交付するものとする。

(平12規則62・追加、平13規則113・平19規則37・平29規則18・一部改正)

(報告営業の廃止手続)

第21条 第20条第2項の規定により報告済証の交付を受けた者が当該営業を廃止したときは、速やかに報告営業廃止届(第13号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(平12規則62・平13規則113・平19規則37・一部改正)

(給食の開始手続等)

第22条 法第62条第3項に規定する学校、病院その他の施設において給食を開始したときは、当該施設の管理者は、その旨を保健所長に届け出なければならないものとし、届出に関し必要な事項は、健康増進法等施行細則(昭和53年8月横浜市規則第84号)第5条に定めるところによるものとする。

- 2 保健所長は、前項の規定による届出があったときは、給食届出済証(第14号様式)を当該届出者に交付するものとする。
- 3 給食届出済証の交付を受けた者は、当該給食届出済証を施設内の見えやすい箇所に掲示しなければならない。

(平3規則45・平12規則62・平13規則113・平15規則67・平16規則49・平19規則37・平29規則18・一部改正)

(給食届出済証の再交付申請手続)

第22条の2 亡失又はき損等による給食届出済証の再交付申請は、営業許可証・報告済証・給食届出済証再交付申請書によるものとする。

(平12規則62・追加)

(給食届出事項の変更手続)

第22条の3 第22条第2項の規定により給食届出済証の交付を受けた者は、同条第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を保健所長に届け出な

なければならないものとし、届出に関し必要な事項は、健康増進法等施行細則第6条に定めるところによるものとする。

- 2 保健所長は、前項の規定による届出があった場合において、給食届出済証の記載事項を変更する必要があるときは、当該給食届出済証を書き換えて速やかに当該届出者に交付するものとする。

(平12規則62・追加、平13規則113・平15規則67・平19規則37・平29規則18・一部改正)

(給食の廃止手続)

第23条 第22条第2項の規定により給食届出済証の交付を受けた者が当該施設を廃止したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出なければならないものとし、届出に関し必要な事項は、健康増進法等施行細則第7条に定めるところによるものとする。

(平3規則45・平12規則62・平13規則113・平15規則67・平16規則49・平19規則37・一部改正)

第4章 雑則

第24条及び第25条 削除

(平14規則38)

(と畜検査員)

第26条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条のと畜検査員とする。

(平16規則49・平19規則37・令2規則53・一部改正)

(様式)

第27条 この規則に規定する書類の様式は、別記のとおりとする。

付 則

- 1 この規則は、昭和31年11月1日から施行する。
- 2 横浜市食品衛生法施行取扱規則(昭和25年4月横浜市規則第18号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、食品衛生法施行細則(昭和30年神奈川県規則第12号)及び旧規則により神奈川県知事または市長が行った現に効力を有する行為または同日において現に神奈川県知事または市長に対して行われている行為は、この規則の相当規定によって市長が行った行為または市長に対して行った行為とみなす。

付 則(昭和31年11月規則第99号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年11月1日から適用する。

付 則（昭和32年10月規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第15条の規定は、昭和33年1月1日から施行する。

付 則（昭和34年3月規則第7号）

- 1 この規則は、昭和34年3月20日から施行する。
- 2 この規則施行前、横浜市衛生検査所においてなされた製品検査は、改正後の食品衛生法施行細則第11条の規定により、横浜市衛生研究所においてなされた製品検査とみなす。

付 則（昭和37年8月規則第60号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和37年10月1日から施行する。

付 則（昭和41年12月規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年7月規則第57号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定（以下「旧規則」という。）により申請者等が市長もしくは保健所長に対してなした行為または申請者等に市長もしくは保健所長がなした行為は、この規則による改正後の相当規定により申請者等が市長もしくは保健所長に対してなした行為または申請者等に市長もしくは保健所長がなした行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則第16条の規定による掲示書の交付を受けている者は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第16条第2項の規定にかかわらず、なお当分の間、当該掲示書をもって同条同項に規定する掲示に代えることができるものとする。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお、当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則（昭和44年12月規則第131号）

この規則は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月規則第67号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定によりなされた申請、届出その他の手続とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則 (昭和53年8月規則第84号) 抄

(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年8月規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和53年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定によりなされた申請、届出その他の手続とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則 (昭和62年3月規則第49号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月規則第26号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成7年3月規則第19号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年11月規則第126号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成11年3月規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則、横浜市斎場条例施行規則及び横浜市屋外広告物条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成12年3月規則第62号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成13年1月規則第1号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則及び食鳥処理の

事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成13年12月規則第113号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕食品衛生法施行細則〔中略〕の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の〔中略〕食品衛生法施行細則〔中略〕の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕食品衛生法施行細則〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成14年4月規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成15年5月規則第67号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕食品衛生法施行細則〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成17年6月規則第103号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の健康増進法等施行細則、食品衛生法施行細則及び横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成19年3月規則第37号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に第16条の規定による改正前の給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則、第25条の規定による改正前の児童福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の母子保健法施行細則、第30条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第31条の規定による改正前の横浜市身体障害者更生授産所条例施行規則、第33条の規定による改正前の興行場法施行細則、第34条の規定による改正前の旅館業法施行細則、第35条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則、第36条の規定による改正前の理容師法施行細則、第37条の規定による改正前の美容師法施行細則、第38条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則、第39条の規定による改正前の温泉法施行細則、第40条の規定による改正前の化製場等に関する法律施行細則、第41条の規定による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則、第42条の規定による改正前の食品衛生法施行細則、第43条の規定による改正前の横浜市狂犬病予防法施行取扱規則、第44条の規定による改正前の横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則、第46条の規定による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則、第47条の規定による改正前の歯科技工士法施行細則、第48条の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則、第49条の規定による改正前の柔道整復師法施行細則、第50条の規定による改正前の薬事法施行細則、第51条の規定による改正前の死体解剖保存法施行細則及び第52条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により

作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

- 6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成29年3月規則第18号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第5号様式による営業許可証は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第5号様式による営業許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類（第5号様式を除く。）は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和2年5月規則第53号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年5月規則第28号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（様式省略）